



～リーガルネットワークスHPにて[ニュースレターバックナンバー](#)も公開しています～

＼ このような運用相談に回答しています ／

Q.法定休日が曜日固定でない場合は どうすればいいですか？

A. 就業規則の記載に合わせた運用をしましょう！

例

＜就業規則＞

当該週に定める**休日のすべてに労働した場合**は、当該週において
後順に位置する休日における労働を、法定休日労働として取り扱う。

★ 個別就業設定にて、**土日祝を所定休日と設定**していた場合

→ 例の場合、最後の休日である8/8(土)の労働日区分を「**法定休日**」に変更します！

労働基準法の大幅改正は仕切り直しとなりましたが、「法定休日の特定」
についても検討されていましたね。

社労士解説シリーズ『[Vol.3 休日・休暇の基本](#)』もご確認ください。

